

# 「大逆事件再審請求」で提出された新証拠（第四五号～第一〇八号）

メタデータ	言語: 出版者: 明治大学教養論集刊行会 公開日: 2023-12-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山泉,進 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/0002000225">http://hdl.handle.net/10291/0002000225</a>

## 「大逆事件再審請求」で提出された新証拠（第四五号）第一〇八号

山 泉 進

### はじめに

「大逆事件再審請求」は、一九六一（昭和三六）年一月一八日、坂本清馬・森近栄子（森近運平の実妹）を請求人として東京高等裁判所に提出された。一九二一（明治四四）年一月一八日、「大逆事件」（当時の刑法第七三條の皇室危害罪）での坂本清馬、森近運平に対する大審院特別刑事部における死刑判決に対して、裁判のやり直しを求め無罪の判決を求めるために、判決から五〇年を期して提出されたものである。提出された「再審請求書」は、一「判決及び刑の執行」、二「再審請求の理由」、三「あらたに発見された明かな証拠」、四「証拠の目録」から構成される。最後の「証拠の目録」には、「証第一号」から「証第四四号」までの証拠名が記され、加えて「取寄せるべきもの」として、平

沼騏一郎の録音（河井信太郎所持）と桂太郎文書（国立国会図書館憲政資料室所蔵）、「証人」として荒畑寒村以下一三名の住所氏名、「公判始末書を補うもの」として一冊子（今村力三郎「公判ノート」、平出修「大審院特別法廷覚書」「大逆事件ノ意見書」、他一点〔鶴沢総明「大逆事件を憶ふ」〕を収録、ガリ版刷、大逆事件の真実をあきらかにする会刊）が提出されたことが記されている。

二「再審請求の理由」においては次のように述べられている。（１）原審被告人のなかで、菅野スガ、宮下太吉、新村忠雄、幸徳伝次郎、古河力作を除く一九名については「全くの冤罪」であること、このことは、学者の研究により「広く一般の常識」となりつつあること、（２）坂本清馬については、原判決は「共謀の事実」を認定しているが、そのような事実は全く存在しなかったこと、（３）森近運平についても、原判決は大逆の「共謀の事実」を認定しているが、そのような事実は全く存在しなかったこと、（４）原判決では、森近運平が古河力作を実行者として推薦したかのような「事実認定」をしているが、このような事実は存在しないこと、（５）本再審請求は、坂本清馬、森近運平の両名の冤罪を晴らすため、旧刑事訴訟法第四八五条第六号（新刑事訴訟法第四三五条第六号）の「有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ニ対シテ無罪ヲ言渡」すべき「明確ナル証拠ヲ新ニ発見シタトキ」の理由によりなされること、以上が記述されている。

三「あらたに発見された明かな証拠」については、次に記載されている第一号から第四号までの「証拠の目録」と別冊の小冊子『証拠説明書』によって示されている。まず、「新証拠」についての全体像についての解説がなされ、次のような方針のもとで「新証拠」が収集されたことを示している。ここでは、（Ａ）・（Ｂ）・（Ｃ）・（Ｄ）の類型として分類する。（Ａ）「大逆事件」全体が「デッチ上げ」であることの証明、（Ｂ）坂本清馬、森近運平以外の冤罪者が存在することの証明、（Ｃ）坂本清馬が冤罪であることの証明、（Ｄ）森近運平が冤罪であることの証明、以上

の四つの類型である。

いま、(A)の類型についてみれば、「新証拠」として、第一号・第二号の『原敬日記』、第三号の「河村金五郎の山県有朋宛書簡」、第四号の『日本社会主義運動史』、第五号の『平沼騏一郎回顧録』、第六号「今村力三郎の石垣芳之助宛書簡」、第九号の「三淵忠彦の今村力三郎宛書簡」、第一〇号の「永田秀次郎の今村力三郎宛書簡」などがあげられている。さらに、糸屋寿雄、神崎清、渡辺順三、塩田庄兵衛、田中惣五郎の著作がこれに該当するとされる。これらの「新証拠」とは別に、これを証明する「証人」として次のような人物名が掲げられている。括弧内は証言内容である。荒畑寒村（その見聞を中心に事件前後の全般に互る）、河井信太郎（平沼の録音をとった経過）、鈴木義男（右録音について今村から聞いた事項）、神崎清・糸屋寿雄・塩田庄兵衛・渡辺順三については（全般にわたり本事件を調査研究していった経過とその結果、大原慧については（山県、桂の社会主義者鎮圧政策の調査研究の過程とその結果、という人物である。以下、(B)から(D)についても、「証拠」と「証人」についての同様な説明がなされている。

(B)の類型については、いわゆる「一一月謀議」といわれるものが対象になる。一九〇八（明治四二）年一一月、巢鴨平民社において、幸徳秋水、森近運平、大石誠之助の間でなされたとされる「謀議」と幸徳秋水と松尾卯一太の間になされたとされる「謀議」である。これらが架空のものであれば、大阪方面、紀州方面、熊本方面における「謀議」はないことになり、もちろん幸徳秋水と坂本清馬の間の「謀議」もなかったことになる。この点について、「第四号」（『日本社会主義運動史』は事件の発端を一九〇九年二月に宮下太吉が巢鴨平民社を訪問し、「大逆」を行う意思があることを告げた時としているのを見れば、「一一月謀議」なるものが、たんなる「憤慨談」「笑談話」「茶のみ話」であったことを証明することになる。さらに「第一四号」（『獄中手記』は幸徳・古河・森近・大石・成石（平四郎）・奥宮・内山・新村（善兵衛）・峯尾の冤罪を証明する証拠であり、「第一五号」（飛松与次郎「手記」）、「第一六号」

〔「第一八号」(飛松の坂本宛書簡)は飛松の冤罪、「第一九号」(岡林寅松の堺利彦宛書簡)、「第二〇号」(岡林の今村力三郎宛書簡)、「第二一号」(岡林の森長英三郎宛書簡)は岡林の冤罪を立証する明らかな証拠である。「第一一号」(『芻言』)、「第二二号」(鶴沢総明「大逆事件を憶ふ」)、「第二四号」(『寒村自伝』)、「第一三三号」(石川啄木)は、多数の冤罪者の存在を示唆する確かな証拠であり、また絲屋寿雄、神崎清、渡辺順三、田中惣五郎らの著作も厳密な資料検討の結果として大多数の被告人が冤罪であることを証明している。

「証人」としては、荒畑寒村(見聞にもとづいて、熊本方面をのぞく被告人が冤罪であることの証言)、築比地仲助(見聞にもとづいて、東京方面と大石らの被告人の冤罪、また被告人以外の取調についての証言)、天野日出吉(熊野川に幸徳、大石が舟を浮かべたときの船頭として、時刻は昼間で、謀議などなかったことについての証言)、玉置真吉(見聞にもとづいて紀州方面の被告人の冤罪であることの証言)、神崎清と絲屋寿雄(大逆事件全般についての調査研究と冤罪であることの証言)、渡辺順三(紀州方面についての調査研究と冤罪であることの証言)、以上となつてゐる。

(C)の類型は、坂本清馬の無罪を証明するもので、まず、予審調書そのものが坂本を有罪にする根拠になつてゐないこと。また一九〇九(明治四二年)一月一四日に「爆裂弾の図」を見たこと、同年八月頃の熊本において「恐れ多きことを話した」こと、「ブラックハンヂスト党」のこと、これらも「大逆」とは無関係である。「第四号」(『日本社会主義運動史』)は、「大逆事件」の発端を一九〇九年二月にみているが、この時、坂本は幸徳と絶交中であり、「謀議」とは無関係であつたことになる。「第一六号」(「第一八号」)、「第一五号」(飛松の坂本宛書簡)、「第一五号」(飛松手記)は、飛松の虚偽の供述により坂本らが有罪にされたことを暴露するものである。佐藤庄太郎から爆裂弾の作り方を聞いた点については、神崎清の著作(『革命伝説』)や「社会主義者沿革」によると、スパイである佐藤に挑発された疑いがあること、「第二三三号」(築比地仲助供述書)は、坂本が「大逆謀議」と無関係であつたことを証明する。また、「第三四

号」〔坂本清馬「上書」〕、「第三五号」〔供述書A〕、「第三三三号」〔供述書B〕は、坂本の「無実の記憶」を記載するものである。さらに、「第一一号」〔芻言〕、「第一二二号」〔鵜沢絵明〕、「第二四号」〔寒村自伝〕、「第一三三号」〔石川啄木〕、絲屋寿雄、神崎清、渡辺順三らの著作、これらも坂本の無罪を証明する「明かな証拠」である。

「証人」としては、荒畑寒村（当時の直接の見聞を中心に坂本の思想と生活と無罪の事実）、築比地仲助（当時の直接の見聞を中心とする坂本の思想と生活、ブラツクハンチスト党その他無罪の事実）、神崎清・絲屋寿雄（調査研究の経過と結果）、坂本清馬（本人、全般）が掲げられている。

（D）の類型は、森近運平の無罪を証明する証拠である。一九〇九年二月一三日、宮下太吉が森近方を訪問し、「大逆」の決意を語ったとき森近が同意したか、また古河力作を推薦したか。これらの点について、「予審調査」では、森近が「謀議」に加ったこと、「幫助」したことを証明するものはない。にもかかわらず、何故に森近運平が死刑に処され、特赦からはずされたのであろうか。「それは森近が、明治四十年十二月十三日、大阪で、日本歴史を説いて皇室が尊敬するにあたらぬことを話し、宮下に不敬の思想を植えたためにほかならない」とする。「新証拠」としては、「第四号」〔日本社会主義運動史〕の記述をとりあげ、「親を思い、妻子を思うといつて邪推し、おとなしくいるといつて邪推し」て、デツチあげられたことを問題にする。「第二三三号」〔築比地供述書〕、「第二七号」〔百瀬晋書簡〕は、森近の思想からは「テロリズム」はでてこないことを証明しているとする。また、岡山に帰郷した理由については、「第二五号」〔荒畑寒村供述書〕、「第二七号」〔前掲〕、「第二六号」〔竹内善朝談〕、「第三三三号」〔坂本清馬供述書B〕、さらには「第三〇号」収録の森近の妻・繁子宛書簡により、郷里で農業により生計をたてようとしていたことを証明しているとする。吉岡金市による「第四三三号」〔森近運平〕と「第四四号」〔労働運動史研究〕も、そのことを裏付けている。さらに、「第一四号」〔獄中手記〕の「自伝」は獄中書簡とともに「無実の者の心」を伝えている。

る。もちろん、「第一一号」(『芻言』)、「第一二号」(『鵜沢総明』)、「第二四号」(『寒村自伝』)、「第一三号」(石川啄木)、絲屋寿雄、神崎清、渡辺順三、田中惣五郎などの著作も「森近の無罪を証明する明かな証拠」である。

以上の点を立証する「証人」として、荒畑寒村(直接の見聞にもとづいた森近の思想と帰郷の理由)、百瀬晋と築比地仲助(同様な視点からの森近の思想と生活)、森近栄子(とくに帰郷後の生活)、吉岡金市(森近運平研究者としての調査と成果)、神崎清と絲屋寿雄(森近についての調査と研究)、塩田庄兵衛(森近の思想について)を求めている。

本論考は、前回に紹介した「証第一号」から「証第四号」までの「新証拠」のリストに続くものであり、一九六一年九月一日提出の「追加証拠」から「第八追加証拠」まで、証拠番号でいえば「第四五号」から「第一〇八号」までを対象とする。以下は、前回と同様に、「新証拠」についての説明の要領である。

(1) は、「新証拠」についての統一的な表記である。たとえば、出版社や発行年月を追加したほか、単行書・雑誌・新聞名には『』を付し、「年月日」は西暦表記を基本とし、「月日」については「十月」↓「一〇月」、「二十一日」↓「二二日」に直したものである。また山泉によるコメントは、\*または( )を付した。

(2) は、裁判所に提出した形態で、原書、掲載雑誌、原本複写、タイプ版などがあるので、これを記した。これについては『証拠説明書』に簡単な記載があるので、それを参照した。

(3) は、森長英三郎所蔵資料での確認である。森長英三郎所蔵資料では、新証拠について二分冊の「証拠書類(一)(二)」としてまとめられている。その他に「証第 号」と付されたタイプ版の個別証拠が存在する。こ

ここに紹介する証拠資料は、「証拠書類（一）」と「証拠書類（二）」に収録されているものであり、それを記した。

（4）は、証拠説明で、人名や収録文献などについて簡単なコメントを加えた。

（5）は、その後の証拠資料の刊行状況の説明で、改版、増補、新版などについて言及した。

一、「追加証拠」から「第二追加証拠」まで（第四五号～第六五号）

（一）「証拠」ならびに「証拠説明書」（第一号～第四四号、一九六一年一月一八日付）

\* 『明治大学教養論集』（通巻五七一号、二〇三三年九月）掲載

（二）「追加証拠」ならびに「説明書」（一九六一年九月一日付）

第四五号 今村力三郎より坂本清馬宛、昭和二九年一月二一日付手紙（一は封筒、二は内容）

（1）今村力三郎の坂本清馬宛書簡、一九五四年一月二一日付

（2）原本複写（封筒の表裏と書簡本文三枚）とタイプ版「証第四五の一」（封筒の表裏、一頁）「証第四五の二」（本文、二頁）を提出したかは不明、原本は坂本清馬所持。

（3）「森長証拠資料（二）」には、封筒の表裏と本文三枚の原本複写、及び「証第四五の一」（封筒の表裏、タイプ版一枚）と「証第四五の二」（本文、タイプ版二頁）を収録する。



(4) 『証拠説明書』には、書簡中に、「最近僕ノ聞ク説ニ、平沼騏一郎氏が病氣デ自宅へ帰り、幸徳事件ヲ懺悔シテ録音ヲ残シテ死ンダト云フ説ヲ聞キマシタ、彼ノ人ハ善人デシタカラ巢鴨ニ拘留サレテ居タ際幸徳事件ヲ回顧シテ、自己ノ良心ニ恥ヂ録音ヲ残シテ死ンダノデシヨウ、是モ再審ニ能イ証拠ニナリマス」(説点は引用者)。平沼は「昭和二八年七月四日」(第六号)、「同月三十日」(第七号)、そして「昭和二九年一月」(本証拠)と、「死の直前に同内容の手紙を三通も書いていたのである。私達は右録音の存在を信ぜざるを得ない」と記している。なお、平沼は一九五二(昭和二七)年六月一日巢鴨監獄より出所し、同年八月二二日に死亡、今村は一九五四(昭和二九)年六月二九日に死亡している。

第四六号 今村力三郎「幸徳事件の回顧」(『文化新聞』昭和二二年一月二〇日号掲載)

- (1) 今村力三郎稿「幸徳事件の回顧」(『文化新聞』一九四七年一月二〇日号)
- (2) 「青写真」(図面などの複写に用いる写真)、及びタイプ版「証第四六号」(五頁)を提出か。
- (3) 「森長証拠資料(二)」には、『文化新聞』(昭和三年二月二〇日号)の一面のコピー、見出しには「大逆事件の裏面」「事件には関係なし／社会主義に生きた秋水」「宮中と司法官の対立確執」「極刑あとを引く」などの活字がみえる。また、タイプ版「証第四六号」(五頁)、「今村力三郎「幸徳事件の回顧」(『文化新聞』昭和二年一月二十日号より)」を収録する。他に、今村力三郎手記「幸徳事件の真相」掲載の『読売ウイークリ』(昭和二年一月六日号)の複写コピーも収録している。

(4) 『証拠説明書』には、内容的には『芻言』(第二号)の反復であるが、次のような発言が注目されるとして、「裁判所は、予断を懐き、公判は、訴訟手続上の形式に過ぎなかつたと私は考へて居りました。厳刑酷

罰を以て、皇室に忠なるものとする、固陋の妄執に捉へられたる裁判官には、弁護人の所論など、耳に入らないのであります」、「硬直を以つて自称する裁判官も、あるいは時勢に、あるひは権力に、あるいは皇室に、迎合阿諛する陋劣心が潜在するから識らず、この過誤を犯すのであります」を引用する。

(5) 専修大学今村法律研究室編『大逆事件(三)』(専修大学出版局、二〇〇三年三月)に収録(一二五～一三〇頁)。

第四七号 P.W.Iより杉村広太郎宛、明治四三年六月二四日付手紙

(1) P.W.I書簡(杉村広太郎宛、一九一〇年六月二四日付)

(2) タイプ版「証第四七号」(封筒と書簡本文、二頁)並に『新聞資料』(昭和三六年七月一日号)を添付して提出か。原本は、日本新聞資料協会・西垣武一所持。

(3) 「森長証拠資料(二)」には、タイプ版「証第四七号」(前掲)、「楚人冠の公開状と感謝の手紙」「幸徳秋水大逆事件の無罪を訴う針文字に」の見出し記事掲載の『新聞資料』(前掲)掲載のコピー、有地紫芳「楚人冠忌」(『朝日新聞』昭和三六年一〇月三日号)記事のコピーを収録する。

(4) 杉村広太郎(一八七二～一九四五)は、和歌山県出身、国民英学会で英語を学び、アメリカ公使館で翻訳や通訳の仕事に従事する。一八九九年には仏教青年同志会を結成、後に新仏教徒同志会と改称し、『新仏教』を創刊する。一九〇三年東京朝日新聞社に入社する。幸徳秋水とは友人関係にあった。号は楚人冠。横山勝太郎(一八七七～一九三一)は、広島県出身の弁護士、一九一七年から一九三〇年まで衆議院議員、この間、憲政会の幹事長を務めたこともある。『証拠説明書』によれば、再審請求後の一九六一年四月頃、古書店で発見した資料である。弁護士・横山勝太郎が管野須賀子の横山宛の針文字での密書「爆弾事件ニテ私外三名

近日死刑ノ宣告ヲ受クベシ、幸徳ノ為メニ何卒御弁ゴヲ願フ、切ニ切ニ、彼ハ何ニモ知ラヌノデス」(『時事新報』六月三日号)を公開したことに、杉村広太郎(楚人冠)が『朝日新聞』(六月三日号)紙上で批判したことに對する、PWI(不明)からの感謝の手紙。内容は、「今回の爆弾事件に關して明白に判知し得べき無辜の者、他にも有之候、就中温良玉の如き君子人、大石誠之助氏を陥し入れ、剩さえマルクス派の森近運平迄を拉して獄に繋げるが如き、明らかに日本警察の讒を構へて平素の私怨を霽したるものに御座候」。「抑此冤誰に向つて乎訴へ申さんや」(説点は山泉)を引用し、累が自分に及ぶことを恐れ、声をあげることができなかった状況であったことを知ることができるとコメントしている。これについては、『大逆事件の真実をあきらかにする会ニュース』(第3号・八頁、以下、『ニュース』と略記する)に掲載している。

(5) 菅野須賀子の同内容の針文字が杉村楚人冠にも送られていたことが二〇〇五年に、小林康達により判明された。半紙に書かれた菅野の針文字には「六月九日」の日付が記されていて、封筒には「43・6・11」の消印が打たれている。横山勝太郎宛の針文字については、神崎清『革命伝説 大逆事件』(第三卷、子どもの未来社、二〇一〇年一〇月、第六章「強引な捜査本部」、杉村広太郎宛の針文字については小林康達『楚人冠』(現代書館、二〇一二年七月、第五章「明治の終焉」)を参照のこと。

#### 第四八号 成石勘三郎稿「獄中記」

- (1) 成石勘三郎稿「獄中記」(一九一〇年〜一九二二年)
- (2) タイプ版「証第四八号」(六頁)、後に『新編獄中手記』(後掲)を提出している。
- (3) 「森長証拠資料(二)」には、タイプ版「証第四八号」を収録(訂正あり)する。

(4) 成石勘三郎（一八八〇～一九三二）は、和歌山県生まれ、死刑を執行された成石平四郎の兄で、死刑判決を受けたが翌日無期懲役に減刑される。長崎（諫早）監獄に服役した。一九二九年四月仮出獄したが、一九三一年一月三日病死した。『証拠説明書』によれば、「獄中記」は、一九一〇年から一九二一年までの諫早監獄に服役中に書いたもので、勘三郎の死後、山本勝市に贈られ、その後、沖野岩三郎の手を経て神崎清に渡った。半紙三〇枚に細筆でギッシリと書かれているが、ここでは「予審廷」の部分を「デッチ上げ」を立証するものとして提出するとコメントされている。なお、「第四追加証拠目録及び説明書」では、『新編獄中手記』（後掲）を提出し、「内容でも既提出の摘記部分以外にも新証拠となるので、本書出版を機会に全文を提出する」とコメントしている。

(5) 神崎清編『新編獄中手記』（世界文庫、一九六四年三月）に「回顧所感」と題して全文を収録する。神崎清の「解説」が付されている。

第四九号 坂本清馬より石川三四郎宛、昭和三年七月二三日付

(1) 坂本清馬の石川三四郎宛書簡、一九二八年七月二三日付

(2) タイプ版「証第四九号」は確認できないので、原本の複写版が提出されたと考えられる。原本は石川永子所持。

(3) 「森長証拠資料（二）」には、封筒の表裏、書簡本文（三枚）、いずれも原本の複写と活字化された「坂本清馬より石川三四郎へ―獄中書簡」（『自由思想』第六号、一九六一年七月）を収録する。

(4) 「説明書」によれば、新証拠による再審請求が認められるようになったのは、旧刑事訴訟法（一九三二年五

月公布) からで、坂本清馬がこのことを知ったのは、一九二四年になってからであると推測されている。「私ハ或ル人ノ全然虚偽ナル口述ガ唯一ニシテ重要ナル根本証拠トナツテ、遂ニ此畏多イ事件ニ連座シタ」ところが、その口述が事実無根であることが判明し、「私ハ茲ニ再審ノ請求ヲスルコトニ決心シタ」と述べている。坂本清馬の無実を証明する新証拠として提出された。これに対する石川からの返書は、「証第一〇八号」の坂本清馬「身分帖」の項に記載があり、一九二八(昭和三年)八月三日に到着し、「特許」により坂本に交付されている。その要旨として、「御令姉カラ手紙ヲ頂イタ時ハ、スゲニモ行ツテ御眼ニカカリ度キト思フ(ツタ)ガ貴兄ニハ遠(ザ)カツテ居ツタ方カ貴兄ノ為ト思ヒ、令姉ニ申上ゲタノデス、私自身ハ未ダ政府ノ注意人物デアリ、此ノ様ナ人物ガ貴兄ニ対シテ尽力スル事ガ分ツテハ却ツテ為ニナラズ、私自身ハ極メテ平和ナ愛国者ト思ツテモ他人ハ思ツテ居ラズ、其ノ内好機会ガ有ル事ト思フ、私ハ郊外デ百姓ヲシテ居ルガ、其ノ様ニハ困リマセン、手紙ノ様ナモノテモ交際セヌ方ガ良イト思フ、花井卓蔵ハ貴族院議員、面会ノ節伝言シヨウ、今村力三郎ハ壮健デアル、右ノ様ナ事情故、暫ク辛棒ヲ願ヒマス」と良い返事でなかったことが記述されている。

(5) 本文は『自由思想』(第六号)に全文掲載。第一号(一九六〇年七月)から第七号(一九六一年一月)までの復刻版(黒色戦線社、一九八九年六月)が刊行されている。また、『坂本清馬自伝 大逆事件を生きる』(大逆事件の真実をあきらかにする会編、新人物往來社、一九七六年七月)第二部「坂本清馬関係資料」の「石川三四郎との書簡(二)」に収録されている(二四八〜二五二頁)。

第五〇号 三次伊平次より吉岡金市宛、昭和三六年五月九日付手紙(一は封筒、二は内容)

- (1) 三次伊平次（黙軒老人）の吉岡金市宛書簡、一九六一年五月九日付
- (2) 手書き「証第五〇号の一」（封筒の表裏）とタイプ版「証第五〇号の二」（四頁）が提出されたか。原本は吉岡金市所持。

(3) 「森長証拠資料（二）」には、前掲の手書き「証第五〇号の一」とタイプ版「証第五〇号の二」を収録する。

(4) 三好伊平次（一八七三～一九六九）は岡山県生まれ、備作平民会、大日本同胞融和会を創立した。週刊『平民新聞』を購読し、日本社会党に入党、平民社を支援した。号は黙軒。『追加証拠説明書』には、森近運平の友人で、森近は温厚沈着、学究的な人物で、郷里にかえり園芸に従事していたことなどから無実を信じていたことが書かれている、とコメントしている。

第五一号 倉田賢治「供述書」昭和三十六年四月十一日付

- (1) 倉田賢治「供述書」（二九六一年四月一日付）
- (2) 原本（タイプ版「証第五一号」（四頁）」を提出。
- (3) 「森長証拠資料（二）」には、タイプ版「証第五一号」を収録する。
- (4) 倉田賢治は、岡山県井原市高屋町に在住、「元大高織維株式会社取締役社長」「現大江織物工場主」で、森近運平の助命運動をした唯一の生存者。死刑判決後、森近運平の「性質や素行、人と成り」を知っている友人四名が協議し、金光教宿老・佐藤範雄に助命を嘆願した経緯が供述されている。

第五二号 崎谷一郎「証明書」昭和三十六年六月七日付

(1) 崎谷一郎「証明書」(一九六一年六月七日付)

(2) 原本〔証第五二号〕タイプ版四頁) 提出。供述は世田谷区北沢の自宅で、森長英三郎弁護士の前で行われ、「同内容のものを、さらに崎谷氏自らが証明書として書かれたもの」と説明されている。

(3) 「森長証拠資料(二)」に、「証第五二号」(前掲)を収録。

(4) 崎谷一郎は、一八八九年岡山県小田郡大江村生まれ、一九〇八(明治四二)年八月から一九二二(明治四五)年一〇月まで井原郵便局事務員として勤務した。この期間中に森近運平から無料で数学を教えてもらった経験がある。『追加証拠説明書』には、「森近はこの青年にたいしてさえも社会主義を教えようとしていない。森近は弾圧がゆるむまでの間にしても社会主義の伝道を捨てて、ひたすら園芸に従事していたことがわかる」とコメントしている。

第五三号 大塚信男「供述書」昭和三六年四月七日付

(1) 大塚信男「供述書」(一九六一年四月七日付)

(2) 原本(タイプ版「証第五三号」四頁)を提出。

(3) 「森長証拠資料(二)」には、タイプ版「証第五三号」(前掲)。

(4) 大塚信男(生没年不明)は、「元高屋・出部小学校長、郷社足次神社々司」の肩書きで、井原市井原町の自宅で供述を吉岡金市が録音したもの。立会人は倉田清市である。『追加証拠説明書』には、「森近が明治四二年三月郷里にかえつてから、大逆事件で検挙される前、森近を監視していた乗藤(桂造)巡査から、森近は大逆事件をおこすような人物でなかったことを聞いたと証言する」とのコメントがある。

第五四号 山村久一郎「供述書」昭和三十六年五月二一日付

(1) 山村久一郎「供述書」(一九六一年五月二一日付)

(2) 原本「証第五四号」タイプ版六頁)を提出。

(3) 「森長証拠資料(二)」には、タイプ版「証第五四号」を収録。

(4) 山村久一郎(生没年不明)は「供述書」によれば、「私の祖父徳兵衛の母が広島県深安郡八尋村の矢田家から入嫁しています。この矢田家と森近運平の何代前かが姻戚関係があると云ふことを伝え聞いています。遠縁に当りますので現在は親族としての交際はしておりません」と述べている。また父親の熊平は大江村長、村農会長を務めていて、森近運平からブドウを植えることを勧められたとも供述している。録取者は倉田清一、立会人は吉岡金市である。『追加証拠説明書』では、「森近在明治四二年三月帰郷以来、葡萄の栽培や共同耕作のすすめ、信用組合の組織、冠婚葬祭の改善などにつくしていたこと、原稿「新社会」における森近の思想などを伝えている」とコメントしている。

第五五号 佐藤一夫「供述書」昭和三五年五月十一日付

(1) 佐藤一夫「供述書」(一九六〇年五月一日付)

(2) 原本「証第五五号」タイプ版三頁)を提出。

(3) 「森長証拠資料(二)」には、タイプ版「証第五五号」(前掲)を収録する。

(4) 佐藤一夫(生没年不明)は、佐藤範雄(金光教の宿老)の長男で、金光教教監である。一九六〇年五月一日、岡山県浅口郡金光町の金光図書館においてなされた談話を金光図書館司書の山県二雄が録取、吉岡金市



が立会った。『追加証拠説明書』では、森近運平の帰郷理由について、「東京の仲間と意見が違ふ事になり、又幸徳氏についても心よしとせぬものがあり生活の事も考え、遂に帰郷し専心農業をする事になった」と父親から聞いたことを供述している。なお、佐藤範雄は一九四二年六月二〇日に死亡している。

第五六号 田口博より吉岡金市宛、昭和三六年四月十八日付手紙（一は封筒、二は内容）

(1) 田口博の吉岡金市宛書簡、一九六一年四月一八日付

(2) 原本（「証第五六号の一」（手書き、一頁）と「証第五六号の二」（タイプ版五頁）を提出。

(3) 「森長証拠資料（二）」には、「証第五六号の一」（前掲）として封筒の表裏（手書き、一頁）と「証第五六号の二」（前掲）として書簡本文（タイプ版五頁）を収録する。

(4) 田口博（生没年不明）は、保護司（井原地区保護司会副会長）、人権擁護委員、家裁参与の肩書き、父親の田口丈夫は「大逆事件」当時、高屋町の役場に勤務していた。一九二二年六八歳で亡くなっている。『追加証拠説明書』には、「当時国粹主義者ともいべき高屋小学校長であった亡父田口丈夫から、森近は大逆事件には関係ないらしいことをきいていたことをかいている。当時の岡山県における有識者の声なき声であったのである」とコメントしている。

第五七号 「武蔵野ペン」第四号、昭和三五年一月三十日、武蔵野文学会発行

(1) 西川文字稿「あれから五十年」（『武蔵野ペン』武蔵野文学会、第四号、一九六〇年一月）

(2) 本雑誌（『武蔵野ペン』第四号）を提出か。

- (3) 「森長証拠資料(二)」には、「証第五七号」、「武蔵野ペン」第四号、昭和三五年一月三十日刊、西川文字「あれから五十年」と手書きで書かれているのみ。
- (4) 西川文字(二八八二～一九六〇)は岐阜県出身、京都高等女学校を卒業、足尾鉍毒問題演説会に参加し松岡荒村に出会い、結婚する。一九〇四年に松岡が亡くなると平民社の「台所方」として活動する。一九〇五年西川光二郎と再婚する。武蔵野文学会は、創刊号(一九五八年六月)によると「少しでも武蔵野を愛し、芦花や独歩の生涯とその文学精神を尊重する人々によって心あたたく維持運営される」とする。機関誌『武蔵野ペン』は、「これらの先駆的文学者に関するさまざまな貴重資料や各層多様な権威的文献の紹介」を率先的におこない、さらに「広汎多角な文化的視野から、あらゆる分野に高度の拡がりをもつ武蔵野の自然と人生の交流・形態を、真摯・如実に糺し究める文学風土誌」を使命とする、と謳っている。「あれから五十年」は、第四号に掲載(五一～五七頁)されている。西川光二郎・文字夫妻は一九二四年三月に「北多摩郡杉並村字阿佐ヶ谷」へ転居しているので、武蔵野文学会との関係ができたのであろう。『追加証拠説明書』は、森近運平に関して、「運動方針を異にした西川派とは時どき喧嘩したり悪口を言い合つた仲ですけれど、後年西川に親しく書信を寄せ、もう主義も運動もやめた、妻子のために元の百姓に帰り、平和な生活を営むつもりだ、という意味のことを深い親近感を込めて、吐露して来たことがありました。しかし折角方針を切り換えたのに、(中略)一列的な処刑の仲間を追込まれるようになったのは実に気の毒なことでした(後略)」とある。これは「証第二五号荒畑寒村「供述書」と一致している」とコメントしている。
- (5) 『平民社の女―西川文字自伝』(西川文字著・天野茂編、青山館、一九八四年二月)の「付録」に再録。

第五八号 神崎清「大逆事件」所収の「ノンフィクション全集15、昭和三六年四月二十日、筑摩書房発行」

(1) 神崎清著『大逆事件』(ノンフィクション全集第一五巻、筑摩書房、一九六一年四月)

(2) 本書を提出か

(3) 「森長証拠資料(二)」には、関係資料、記述なし

(4) 証拠第三六号として提出された前著『革命伝説(天皇暗殺の巻)』は「赤旗事件」まで、第三八号『革命伝説(爆裂弾の巻)』は宮下による爆弾製作の実験までで、本書では宮下太吉を中心にして死刑判決の場面までを描いている。「天皇暗殺の計画」「明科と湯河原と」「刑法第七十三条」「閉ざされた法廷」などの章が続く。河盛好蔵の「解説」が付されている。『追加証拠説明書』には、「とくに「クジを引いたが」(三七二頁)あたりからはじまる大逆事件の検挙、「秋水逮捕の中止」(四三二頁)あたりからの証拠を無視した幸徳の検挙、「検事は思うまま」(四四七頁)での平沼検事による潮予審判事の起用、「鶴裁判長の表情」(四五六頁)での、平沼回顧録(証第五号)は、「平沼大審院検事が、この無理なスピード審理のかけの設計者であり、突貫作業の監督者であつたことをあきらかにしている。平沼検事の支配力が『訴訟記録』の作成から、官選弁護人の選任にまでおよんでいたのである」ことの指摘がある。在米社会主義者の活動から、西園寺内閣の毒殺、赤旗事件の厳罰にいたる大逆事件のデツチ上げの根拠も具体的に要約している(四三―四四六頁)」云々とコメントし、「証第三七号」「証第三八号」とともに、「本件全体にわたるデツチ上げ」を立証するものであるとする。

〔三〕「第二追加証拠」並びに「第二追加証拠説明書」（一九六二年七月三〇日付）

第五九号の一（封筒）、二（内容） 崎久保誓一より神崎に宛てた昭和二十二年十一月十日付手紙

\*第五九号から第六二号の崎久保誓一の神崎清宛書簡四通については「第二追加証拠説明書」では、（一）から（三）にまとめて取り扱われているが、ここでは分離して掲載する。

（一）崎久保誓一の神崎宛書簡、一九四七（昭和三二）年一月一〇日付

（二）タイプ版「証第五九号の二」（二頁）を提出か。タイプ版「証第五九号の一」（封筒）は未確認、原本は神崎清所持。

（三）「森長証拠資料（二）」には、「第五九号証ノ一」（封筒の表裏）・「第五九号ノ二」（書簡本文）、いずれも原本複写と「証第五九号の二」（タイプ版一頁）を収録。

（四）「証第七号」（今村力三郎の崎久保誓一宛書簡、一九五三年七月三〇日付）で崎久保誓一については言及した。この書簡は、それ以前のもので、今村が神崎清について紹介した文章、「神崎清氏は幸徳事件研究者として現在第一人者です、安神して何んでも貴兄の知る所を話して下さい、正確なる事実を後世に伝えることは生存者の義務です」が引用されている。

第六〇号の一（封筒）、二（内容） 同上昭和二十二年十二月五日付手紙

（一）崎久保誓一の神崎清宛書簡、一九四七（昭和三二）年二月五日付

（二）タイプ版「証第六〇号の二」（三頁）を提出か。タイプ版「証第六〇号の一」は確認できない。原本は神崎

清所持。

(3) 「森長証拠資料(二)」には、「第六〇号証ノ一」として封筒の表裏・「第六〇号証ノ二」として書簡本文、いずれも原本複写、別に「証第六〇号の二」(タイプ版三頁)が収録されている。

(4) 『第二追加証拠説明書』には、書簡のなかで、明治四二年一月の大石宅における会合において、「大石が幸徳等の動静や彼れが近く革命的暴動を起したい意思がある事を告げた、併しそれは単に一席の土産話の範囲を出でなんだし、皇室、天皇などに対する逆謀など少しも話題にのぼらなんだ」云々との文言を引用している。

第六一号 一(封筒)、二(内容) 同上昭和二三年一月五日付手紙

(1) 崎久保誓一の神崎清宛書簡、一九四八(昭和三三)年一月五日付

(2) タイプ版「証第六一号の二」(三頁)を提出か。タイプ版「証第六一号の二」は未確認。原本は神崎清所持

(3) 「森長証拠資料(二)」には、「第六一号証ノ一」として封筒の表裏・「第六一号証ノ二」として書簡本文、いずれも原本複写、別に「証第六一号の二」(タイプ版、前掲)を収録する。

(4) 『第二追加証拠説明書』では、取調検事は「入れかはり立ちかはり私共には睡眠も与へずオドシタリスカシタリして調べ続けました、頗る乱暴なものでした」の記述を「デッチ上げの過程」を証明するものとする。

第六二号 一(封筒)、二(内容) 同上昭和二三年二月二七日付手紙

(1) 崎久保誓一の神崎清宛書簡、一九四八(昭和三三)年二月二七日付

- (2) タイプ版「証第六二号の二」（三頁）を提出か。タイプ版「証第六二号の一」は未確認。原本は神崎清所持。
- (3) 「森長証拠資料（二）」には、「第六二号証ノ一」として封筒の表裏・「第六二号証ノ二」として書簡本文、いずれも原本複写、別に「証第六二号の二」（タイプ版、前掲）を収録。
- (4) 封筒の日付は「昭和二十三年二月二十七日」、書簡本文の日付は「昭和二十三年二月二十四日」となっている。『第二追加証拠説明書』では、「検事達としては東京から遙る遙る来たのであるから是非共功名手柄をたて、大きな土産を持つて帰らにやならんと思ひ忠義を装ふて無理にでも大罪人をこしらえる苦（工）面をしたものです」の箇所を「デッチ上げの過程」を証明するものとする。

第六三号の一（封筒）、二（内容） 飛松与次郎の神崎清宛ての昭和二十二年十一月二十六日付手紙

- (1) 飛松与次郎の神崎清宛書簡、一九四七（昭和二二）年一月二十六日付
- (2) タイプ版「証第六三号の二」（三頁）を提出か。タイプ版「証第六三号の一」は未確認。原本は神崎清所持。
- (3) 「森長証拠資料（二）」には、「第六三号証ノ一」（封筒の表裏）と「第六三号ノ二」（書簡本文、原稿用紙一枚）、いずれも原本複写、別に「証第六三号の二」（タイプ版、前掲）を収録する。
- (4) 『第二追加証拠説明書』では、書簡を引用し、「この事実は熊本との四人間に謀議のなかつたことを立証するばかりでなく、幸徳、松尾間にも、原判決判示事実のような謀議がなかつたことを間接に立証するものであり、本件については、前記証第五九一六二号と同旨の立証となる」とコメントする。また、「証第一五号」（「逆徒回想録」）、「証第一六号」（「証第一八号」（坂本清馬宛書簡）と重複する内容であるが、戦後初めて発表したものとして意義がある、とする。

第六四号 一(封筒)、二(内容) 藤井政太郎よりの吉岡金市宛てた昭和三十六年六月二十五日付手紙

(1) 藤井政太郎の吉岡金市宛書簡、一九六一(昭和三六)年六月二十五日付

(2) 原本提出。

(3) 「森長証拠資料(二)」には、「第六四号証ノ一」として封筒の表裏(手書き)と「証第六四号の二」(タイプ版二頁)を収録。

(4) 藤井政太郎(生没年不明)は、請求人である森近栄子の小学校時代の校長、当時八〇歳の回想記である。『第二追加証拠説明書』では、「証第三二号」(森近栄子「供述書」)をはじめ、森近運平の帰郷に関する既出の各証拠を裏付けるもの、とコメントしている。

第六五号 一(封筒)、二(内容) 今村力三郎より神崎清に宛てた昭和二二年九月五日付手紙

(1) 今村力三郎の神崎清宛書簡、一九四七(昭和二二)年九月五日付、(付)『芻言』の「後記」(罫紙一三枚)

(2) 複写版「第六五号証ノ一」「第六五号証ノ二」を提出したのか。タイプ版「証第六五号の二」「証第六五の二」は未確認である。原本は神崎清所持。

(3) 「森長証拠資料(二)」には、「第六五号証ノ一」として封筒の表裏、「第六五号証ノ二」として書簡本文及び「後記」(『芻言』)、いずれも原本複写、を収録する。

(4) 『第二追加証拠説明書』で、今村が戦後、「後記」を書いたことが初めて発見されたこと、また「後記」の末尾、「従来多くの裁判官中には、終身官と独立とを誤解し、老朽若朽を問はず、停年まで棒給に衣食するを以て終身官と心得、又判決の誤判や失当に責任を負はざるを独立と解し、自省自戒の念に乏しきもの鮮な

からずあつたのであります」以下を引用し、「この今村の裁判官批判は、幸徳事件で誤判をした裁判官にたいする批難とみるべきである」とコメントしている。

(5) 『大逆事件（二）』（専修大学今村法律研究室編、専修大学出版局、二〇〇二年三月）に「今村力三郎の神崎清宛の書簡」として封筒と書簡（写真版）が収録されている（一七一～一七四頁）。

二、「第三追加証拠」から「第四追加証拠」まで（第六六号～第九五号）

（四）「第三追加証拠説明書」（一九六三年九月九日付）

第六六号 大原慧稿「元老山県有朋への書簡―『大逆事件』と関連して」東京経大会誌第三九号（昭和三八年七月

頃発行）所載

(1) 大原慧稿「元老山県有朋への書簡―『大逆事件』と関連して」（『東京経大会誌』第三九号、一九六三年六月）  
(2) 論文の「抜刷」を提出か。

(3) 「森長証拠資料（二）」には、「第六六号証」として、大原慧「元老山県有朋への書翰」抜刷（一五七～一九七頁）を収録する。

(4) 大原慧（一九二七～一九八五）は新潟県出身で、慶應義塾大学経済学部で学ぶ。一九五九年に東京経済大学専任講師となる。一九六二年同大学助教授、一九六七年教授、この年七月再審請求特別抗告が棄却される。

「大逆事件の真実をあきらかにする会」事務局長を森長英三郎より引き継ぐ。一九八五年一月在外研究先の



イギリス・シェフィールドで客死する。幸徳秋水、片山潜の社会主義思想の形成過程、「大逆事件」の国際的影響」などを研究テーマとした。『第三追加証拠説明書』では、「大原氏の解説が、そのまま弁護人の述べようとする証拠説明となる」とコメントし、いくつかの書簡を取り上げる。まず、「本件全体にわたるデッチ上げ」が、元老山県有朋らの重臣によってなされたのではないかという証拠として、「証第一号」「証第二号」（原敬日記）、「証第三号」（河村金五郎の手紙）、「証第四号」（小山松吉「日本社会主義運動史」）、「証第五号」（平沼騏一郎「回顧録」）及び絲屋寿雄（「証第三六号」）、神崎清（「証第三七号」「証第三八号」「証第五八号」）らの著書を提出した。「証第六六号」は、「大逆事件」の筋書が山県有朋によって作られたことを裏付けし、立証するものである、としている。

(5) 大原慧『幸徳秋水の思想と大逆事件』（青木書店、一九七七年六月）第三章「大逆事件」の国際的影響・補論として収録（二二七～二六六頁）。

第六七号 平沼騏一郎稿「祖国への遺言」改造、昭和二八年五月号掲載

- (1) 平沼騏一郎稿「祖国への遺言」（『改造』一九五三年五月号）
- (2) タイプ版「証第六七号」（六頁）を提出か。後に『改造』掲載誌を提出する（『第四追加証拠目録及び説明書』）。
- (3) 「証第六七号」（タイプ版、前掲）を収録する。
- (4) 『第三追加証拠説明書』によれば、「祖国への遺言」中から「大逆事件」（原本二二三頁）の中見出し以下を摘出し、提出したものである。「証第五号」（『平沼騏一郎回顧録』）と異なる点として、「判決言渡前、大審院判事も検事平沼も、全部に死刑を宣告する、そして一部を特赦にすると筋書で、意見一致していた点、判決

の事前漏洩があつた点」を指摘する。

第六八号 奥宮健之より奥宮正治宛、明治四四年一月一九日付手紙

\* 『第三追加証拠説明書』では、「証第六八号」と「証第六九号」について合わせて説明しているが、ここでは分離して掲載する。「森長証拠資料（二）」には、二つの書簡を入れた大小二つの封筒の複写が収録されている。封書には「健之獄中之遺書／大切ニ保存スヘキモノ」「此書奥宮健之／臨刑前数日之遺書全表／其赤心者也 兄正治泣識」と書かれている。この封筒も付属として添付して提出された。

（1）奥宮健之の奥宮正治宛書簡、一九一一年一月一九日付

（2）「第六八号証」として原本複写と手書き版の解説文の二つを提出したのであろうか。原本は奥宮正庸（正治遺族）が所持。なお、タイプ版「証第六八号」は未確認である。

（3）「森長証拠資料（二）」には、「第六八号証」として「封緘はがきの表」と「内容」の原本複写、別に同じく「第六八号証」として手書きの解説文（罫紙二枚）が収録されている。

（4）『第三追加証拠説明書』によれば、この書簡は、当時の宮城控訴院検事長であつた実兄・奥宮正治に宛てたものである。「正治は弟健之の真心（赤心）をしたためたものとよみ、泣いて封筒に識したものである。大逆事件は検事長の弟までも極刑に処しているから、えん罪ではないというものもあるかも知れないが、浅薄皮相な意見であることはいうまでもない。健之のえん罪であることは、奥宮検事長が一番よく知っていることと思う」とコメントしている。

（5）塩田庄兵衛「奥宮健之覚書」（『経済と経済学』東京都立大学紀要、第10・11合併号、一九六三年三月）に全文掲載。

『奥宮健之全集』(上巻、阿部恒久編集、弘隆社、一九八八年五月) 口絵写真及び四九五頁に収録。

第六九号 奥宮健之より姉上様、妹殿、明治四四年一月二三日付手紙の写

(1) 奥宮健之の姉妹宛書簡、一九二一年一月二三日付

(2) 「第六九号証」として原本複写(二写)と手書き版の解読文の二つを提出したのであるか。原本は奥宮正庸(正治遺族)が所持。なお、タイプ版「証第六九号」は未確認である。

(3) 「森長証拠資料(二)」には、「第六九号証」として「健之兄来書ノ写」(二枚)の原本複写、別に同じく「第六九号証」として「健之兄来書の写」と題された手書きの解読文(罫紙三枚)が収録されている。

(4) 『第三追加証拠説明書』によれば、この書簡は健之の姉、妹に宛てたもので、その「写」を正治に送ったものとされる。さらに、請求人以外の他の被告についても冤罪であることの主張は、請求人の無罪の証明になるとして、「証第一一号」(今村「芻言」)、「証第一二号」(鶴沢「大逆事件を憶ふ」)、「証第一四号」(菅野スガと峯尾節堂の「獄中手記」)、「証第一五号」(「証第一八号」(飛松与次郎書簡)、「証第一九号」(「証第二二号」(岡林寅松書簡)、「証第四八号」(成石勘三郎「獄中記」)、「証第五九号」(「証第六二号」(崎久保誓一書簡)などで立証してきたことを主張している。その他に、「証第四一号」(「秘録大逆事件」下巻)に収録されている、武田九平書簡(二九四頁)、新美卯一郎書簡(二三五頁)、菅野須賀子書簡(二四〇頁、二四三頁)、高木顕明書簡(二六一頁)、小松丑治書簡(二六一頁)を掲げ、「このように弁論終結後、あるいは判決宣告後に、各被告とも自分の、あるいは菅野の場合のように他の被告の、無実を確信しているのである。判決後冤罪を叫ばない者もあるが、それは宗教や、その他それに類する理由から叫ばないだけである。宮下ら数名をのぞいては、無実の

確信の合唱のなかで、大逆事件の判決は宣告せられたのである。証第六八、六九号の奥宮の手紙は右と一連のものである」とコメントする。

(5) 塩田庄兵衛「奥宮健之覚書」(『経済と経済学』前掲)に全文掲載。また、『奥宮健之全集』(上巻、前掲)四九六頁に収録。

第七〇号 平出修「後に記す」

- (1) 平出修稿「後に記す」(大逆事件意見書・付録)
- (2) ガリ版刷冊子『今村公判ノート、他』はすでに提出されているので、改めては提出しなかったのか、「後に記す」の部分(七六～七九頁)を「証第七〇号」として提出したかは不明である。原本は平出禾所持。
- (3) 「森長証拠資料(二)」には、「第七〇号証」として、ガリ版「大逆事件意見書―付・後に書す」(七六～七九頁)を収録する。これは、後述の大逆事件の真実をあきらかにする会刊(ガリ版刷冊子)『今村公判ノート・大審院特別法廷覚書・大逆事件意見書・大逆事件を憶ふ』収録の平出修「大逆事件意見書」から一部が抽出されたものである。
- (4) 『第三追加証拠説明書』には、「大逆事件弁護士平出修は「刑法第七十三条に関する被告事件弁護の手控」なる弁論要旨をのこしているが、そしてこの弁論要旨は、公判始末書の欠を補う意味で、すでに提出してある」と記されているように、前掲の「手控」は、「大逆事件意見書」と題されて、大逆事件の真実をあきらかにする会刊、(表紙)『今村公判ノート(今村力三郎)・大審院特別法廷覚書(平出修)・大逆事件意見書(平出修)・大逆事件を憶ふ(鵜沢総明)』(ガリ版刷、仮綴冊子、発行年月日なし)に収録され、『証拠説明書』とともに

裁判所に提出されている。「平出は宣告後余りにも意外な判決に憤慨して」、右の「手控」に付記したのが「後に記す」で、「今村の『芻言』に相応するものである」と説明されている。

(5) 「後に書す」は、『定本 平出修集』（春秋社、一九六八年六月）に「大逆事件意見書」の「付」として収録（三四二〜三四四頁）された。また「資料」として、幸徳秋水・菅野須賀子（三通）・岡林寅松（二通）・大石誠之助・新村忠雄の獄中書簡が収録されている。続く『定本 平出修集（続）』（同、一九六九年六月）には、法廷メモ「大逆事件特別法廷覚書」、崎久保誓一の妹・静江からの手紙（二通）、誓一の手紙、高木顕明の葉書、等が収録された。

#### 第七一号 坂本ちかより坂本清馬宛手紙

(1) 坂本ちかの坂本清馬宛書簡、一九二八年か一九二九年と推察、とされるが、後の「証第一〇八号」の坂本清馬「身分帖」により、一九二八年四月二六日に受信と判明する。

(2) タイプ版「証第七一号」（二頁）を提出か。

(3) 「森長証拠資料（二）」には、「証第七一号」（タイプ版、二頁）を収録する。なお、一九六三年九月の訊問直前に出された坂本清馬からの書簡コピーが収録されている。これには「昭和三年八月二十八日の獄中日誌」から、次のような引用がなされている。「八月二十八日、本日午後三時過より同五時頃に至るまで、秋田市本町四丁目秋田基督教教会牧師塩谷嘉綱先生に初めて面会して、再審請求、その他思想上、一身上の事について要談した。世にはこんなに親切な方もあるものかと思つて不涙なみだした」と。これによれば、別紙の姉の手紙にある石川三四郎の再審請求に関する手紙は、「昭和三、四年のものであると判定して間違いはないとおも

ます」と書かれている。

(4) 「説明書」によれば、「坂本ちか」は戸籍名「近子」で清馬の実姉。一九六一(昭和三六)年四月二九日に死亡したと記される。「昭和三、四年頃、高知市宝永町の住居から、秋田監獄の請求人宛の手紙であり、本文は代筆であるが、末尾の石川様在住……」の二行は「ちか」の筆である(封筒紛失)、「証第四九号」と立証趣旨を同じくするものであるとコメントされている。再審請求の依頼をうけた石川は、大逆事件弁護士(坂本担当)であった宮島次郎を訪問したりして尽力し、監獄に坂本を訪問する意思のあることを「ちか」に伝えた。なお、この書簡で宮島次郎は病臥中となっているが、宮島が脳溢血で病床にいたのが一九二六(大正一五)年で、死亡したのが一九三二(昭和七)年七月三十一日であるとコメントされている。なお、「証第一〇八号」の坂本清馬「身分帖」により、一九二八年四月二六日受信の手紙であることが判明し、「証第四九号」の石川三四郎宛の手紙より早く、姉坂本ちかを通じて再審請求に関して動いてもらっていた。

(5) 『坂本清馬自伝 大逆事件を生きる』(前掲)、第二部「坂本清馬関係資料」の「石川三四郎との書簡一」に収録(一四七頁)。

第七二号 坂本清馬より石川三四郎宛、昭和四年一月三〇日付手紙

(1) 坂本清馬の石川三四郎宛書簡、一九二九年一月三〇日付

(2) タイプ版「証第七二号」は未確認、原本は石川永子所持。

(3) 「森長証拠資料(二)」には、「第七二号証」として、手書きで「坂本清馬より石川三四郎宛手紙」とあり、活字化された書簡本文が掲載されている(『自由思想』第六号、前掲、掲載)。

(4) 「説明書」によれば、立証趣旨は「証第四九号」、「証第七一号」と同趣旨とコメントされている。なお、「証第一〇八号」の坂本清馬「身分帖」には、一九二九年一月三〇日に「書留郵便」で送付されたことが記入されている。

(5) 『坂本清馬自伝 大逆事件を生きる』（前掲）、第二部「坂本清馬関係資料」の「石川三四郎との書簡四」に収録（一五三頁）されている。

第七三号 坂本清馬から森長英三郎宛、昭和二五年六月二日付手紙

(1) 坂本清馬の森長英三郎宛書簡、一九五〇年六月二日付。書簡本文は「一九五〇年五月三十一日付」、封書裏には「一九五〇年六月二日投函」とあり、表の消印は「土佐中村・25・6・3」である。

(2) 手書きの「封筒の表裏」とタイプ版「証第七三号」（二頁）を提出か。

(3) 「第七三号証」として手書きの封筒の表裏、別に「証第七三号」（タイプ版、前掲）を収録。

(4) 「説明書」には、「坂本の再審請求にたいする念願は、証四九号によつても古いのである。昭和二五年にも、この手紙で再審請求の意思を表明している。ただ住居の安定さえもえられないほどの貧困のために、上京することも、準備することもできず、その後十年を経過したのち、漸く現実の問題とすることができたのである」とコメントする。

第七四号 徳永嶺誠より森長英三郎宛、昭和二八年七月五日付手紙

(1) 徳永嶺誠の森長英三郎宛書簡、一九五三年七月五日付

(2) 手書きの封筒の表裏とタイプ版「証第七四号」（二頁）を提出か。

(3) 「森長証拠資料（二）」には、「第七四号証」として手書きの封筒の表裏、タイプ版「証第七四号」（タイプ版、前掲）を収録。

(4) 徳永嶺誠（生没年不明）は、坂本清馬が秋田監獄時代の教誨師で、一九二九年八月一五日から一九三三年一月末まで務めた。「説明書」では、「坂本の服役状況をのべたものであつて、在監中も坂本が冤罪を訴えていたこと、それが真剣そのものであつたことをのべている」とコメントしている。また、『秘録大逆事件（下巻）』（証第四一号）収録の崎久保誓一の沖野岩三郎宛書簡（一九二九年七月九日付）でも、「坂本君は入獄以来度々懲罰を受けたのでまだ賞表一個も貰つて居らぬ。従つて出獄の期も或は余程おそくなるのではないかと思ひます。誠に気の毒です。併し身体は壮健のようでした」を引用している。なお、「証第一〇八号」の坂本清馬「身分帖」から、徳永は、「坂本が高知刑務所に移管されたのち、昭和六年一月一二日、昭和七年五月五日以下、頻々と秋田刑務所から坂本に手紙を出していた」と記述されている。

第七五号 やまと新聞、明治四三年六月二日付（一日夕刊）「社会主義者一網に打尽されんとす―幸徳秋水捕へらる

―大陰謀の露頭」の見出しの記事

(1) 『やまと新聞』、一九一〇（明治四三）年六月二日号（一日夕刊）記事

(2) 提出版は未確認である。またタイプ版についても未確認。

(3) 「森長証拠資料（二）」には、手書き版「第七五号証」（二頁）を収録する。「やまと新聞、第七千六百五十六号、明治四十三年六月二日（一日夕刊）」、「見出し」「〇社会主義者一網に打尽されんとす」（以下、略）、「本文」



「社会主義者の首領：(中略)：義務なるを信ず」、文末に次の文言が付されている、「右は東大内明治新聞雑誌文庫に保存中の新聞から正写しました。／文京区(以下、略)／塩田庄兵衛」

(4) 「説明書」によれば、「社会主義者一網に打尽されんとす」「幸徳秋水捕へらる」と題された見出し記事で、「新証拠」として提出されたものではなく、「坂本請求人の事実調にあたり示す必要があるので、かりに新証拠の通し番号を付したものと説明されている。

第七六号 『やまと新聞』、明治四三年六月四日付(三日夕刊)「記事の自由を得たり」(社会主義的大陰謀の一露顕)の見出しの記事

(1) 『やまと新聞』、一九一〇(明治四三)年六月四日号(三日夕刊) 記事

(2) 提出版は未確認である。またタイプ版についても未確認である。

(3) 「森長証拠資料(二)」には手書き版「第七六号証」を収録する。「やまと新聞、第七千六百五十八号、明治四十三年六月四日付(三日夕刊)」、「見出し」○「記事の自由を得たり(社会主義的大陰謀の一露顕)」、「本文」(本社が逸早く：(中略)：吾人に時を貸せ)、文末の文言は「第七五号」に同じ。

(4) 「証第七六号」としては未確認。「説明書」によれば、「記事の自由を得たり」「社会主義的大陰謀の一露顕」の見出し記事で、これも「新証拠」として提出されたものではなく、「当時の記事解禁の雰囲気を示すために提出する」とコメントされている。

第七七号 東京日日新聞、明治四三年六月四日付、「戦慄すべき大陰謀―社会主義者の爆発物密造、共謀五名連類二

名の捕縛」の見出しの記事

- (1) 『東京日日新聞』、一九一〇（明治四三）年六月四日号（三日夕刊）記事
- (2) 提出版は未確認である。またタイプ版についても未確認である。
- (3) 「森長証拠資料（二）」には、手書き版「第七七号証」を収録する。「東京日日新聞、第一二〇三二号、明治四十三年六月四日」、「見出し」「○戦慄すべき大陰謀」、「本文」「警視庁の低気圧：（中略）：詳報するところあるべし」、文末の文言は、「右は梅原北明篇「近世社会大驚異全史」（昭和六年三月二十日、史学館書房発行）下巻分四七〇―四七一頁に転載しあるものより正写しました」である。
- (4) 「説明書」では、「証第七五号」と同趣旨で提出、この方は翌日朝刊記事で詳しい。また、「既に犯罪行為及び嫌疑者の範囲も明確になり捜査及び起訴は右以上に出でざる見込なり」との古賀検事談話が掲載されている、とコメントしている。

第七八号 毎日電報、明治四四年一月二日付「逆賊獄中の書柬」の見出しの第二面

- (1) 『毎日電報』、一九一一年（明治四四）年一月二日号記事（第九面）
- (2) 提出版は未確認である。またタイプ版についても未確認。
- (3) 「森長証拠資料（二）」には『毎日電報』（一九一一年一月二日、第五面）の複写版（マイクロフィルムから）二枚（上・下）を収録する。
- (4) 「説明書」には、「逆賊獄中の書柬」の見出し記事で、堺利彦が、判決後の森近運平と坂本清馬に言及していること、「森近運平の手束」に記者の「彼は其死刑たるべきを予期せざりしなり」というコメントが記さ

れていることを指摘している。

第七九号 時事新報、明治四四年一月二五日付、死刑執行の記事

- (1) 『時事新報』、一九一一年(明治四四年)一月二五日号(第六面)記事
- (2) 出版版は未確認、またタイプ版についても未確認。

(3) 「森長証拠資料(二)」には、「第七九号証」として、手書きで「『時事新報』、43、1、25、死刑執行記事」と書いて、『時事新報』(一九二二年一月二五日号)第六面の複写(マイクロフィルムから)一枚(見出し)「陰謀囚 徒死刑執行」、「幸徳の最後の書信」記事を収録する。

(4) 「説明書」には、記事中に「幸徳、管野、大石の三人は既に死刑を覚悟」云々の文言があること、後年、市場学而郎の記述のなかに大石が沼波教誨師に対して「冗談から駒」の話をしたことを記している。「大逆事件は、その判決から死刑執行にいたるまでの間も、冤罪の妖気がただよっていたことがわかる」とコメントしている。

第八〇号 ジュリスト、昭和三三年八月一五日号(二三六号)の巻頭言「大逆事件について」

- (1) 「大逆事件について」(『ジュリスト』一九五七年八月一五日号、巻頭言)
- (2) 出版版は未確認、またタイプ版についても未確認である。
- (3) 「森長証拠資料(二)」には、関係する資料が見当たらない。
- (4) 「説明書」では、「最高裁あたりの仕事として、大逆事件の関係資料をできるだけ集めて再調査してはと呼

びかけている」との文章を紹介し、「大逆事件にたいする法律家の世論」を示すものとコメントしている。

第八一号 永井億弥から坂本清馬宛、明治四三年九月二八日付手紙

- (1) 永井億弥の坂本清馬宛書簡、一九一〇年九月二八日付
- (2) 「証第八一号」として封筒の表裏（手書き）と本文（タイプ版六頁）を提出か？
- (3) 「森長証拠資料（二）」には、「第八一号証」として封筒の表裏（手書き）と本文（タイプ版、六頁）を収録する。
- (4) 「説明書」には、「判決書」には二〇日も滞在していた永井億弥への言及がないこと、「貴殿入監の身となられ候事小生には唯々怪訝の至りに不堪」云々の文言があることを紹介している。

(五) 「第四追加証拠目録及び説明書」（一九六四年六月二〇日付）

第八二号 「森近運平・堺利彦集」（昭和三五年一二月・青木書店刊）

- (1) 『森近運平・堺利彦集』（岸本英太郎編、青木書店、新装版・一九六〇年一二月）
- (2) 本書を提出か。
- (3) 「森長証拠資料（二）」には関係資料はない。
- (4) 「説明書」には、森近運平の名著「社会主義綱要」（明治四〇年一月刊）の全文、週刊『平民新聞』他の機関紙に掲載された森近他の論文を収録し、編者・岸本英太郎の凡例と解説を付したものと紹介している。ただ、「新証拠」としては岸本の「凡例」と「解題」だけであるとする。そのうえで、岸本の「解題」

での間違いを指摘している。

- (5) もともとは青木文庫266(資料日本社会運動思想史・明治後期第7集、一九五五年二月)として出版された。堺利彦・森近運平共著『社会主義綱要』(一九〇七年二月)と「森近運平論集」として「資本家制度の末路」(『光』掲載)・「賃銀の話」(『大阪平民新聞』掲載)・「労力の掠奪」(同)が収録されている。後に、『森近運平研究基本文献』(上下巻、吉岡金市・森山誠一他編、同朋舎出版、一九八三年二月)に、I「おいたち」、II「農事改良への道」、III「平民社」運動への参加・挺身」、IV「知られざる一面」、V「著書」、VI「訳書」、VII「書簡」として、森近運平の著作と書簡を収録、さらに「解説―森近運平の生涯」、「年譜」「目録」を加えて出版された。

第八三号 「平民新聞論説集」林茂・西田長寿編、岩波文庫(昭和三十六年刊)

- (1) 『平民新聞論説集』(林茂・西田長寿編)、岩波書店(岩波文庫)、一九六一(昭和三六)年一月
- (2) 本書を提出か。
- (3) 「森長証拠資料(二)」には関係資料の収録はない。
- (4) 「説明書」では、「編者の解説、執筆者略伝、年表のみが新証拠となる」とコメントする。ちなみに、編者による「解説」は、第一部・西田長寿(二七二～二八八頁)、第二部・林茂(二八九～三〇三頁)、「執筆者略伝」は西田長寿(三〇四～三〇九頁)、「年表」(三一〇～三二二頁)となっている。

第八四号 「麵麩の略取」クロポトキン著、幸徳秋水訳、岩波文庫復刻版(昭和三五年刊)

(1) クロボトキン著・幸徳秋水訳『麵麴の略取』（山川均・塩田庄兵衛解説、岩波書店（岩波文庫）一九六〇（昭和三五）年四月

(2) 本書を提出か。

(3) 「森長証拠資料（二）」には関係資料の収録はない。

(4) 「説明書」では、秘密出版された『麵麴の略取』（一九〇九年一月〔奥付〕）は「旧証拠」に該当するので、「新証拠」としては、文庫本に付録として収録されている山川均『麵麴の略取』とこのころの思い出し「新証拠」としては、塩田庄兵衛「解説」（三一―三二頁）ということになるとコメントされている。

(5) 山泉進「幸徳秋水と『麵麴の略取』の翻訳」（明治大学教養論集）通巻五六四号・二〇二三年九月）が、クロボトキンからの手紙で翻訳許可を得たこと、訳書をロンドンに送付したこと、翻訳の経過と予約出版のことなどに言及している。

第八五号 「山川均自伝」 山川菊栄、向坂逸郎編、岩波書店、昭和三十六年刊

(1) 『山川均自伝』（山川菊栄・向坂逸郎編）、岩波書店、一九六一年一月

(2) 本書を提出か。

(3) 「森長証拠資料（二）」には、関係資料の収録はない。

(4) 山川均（一八八〇～一九五八）は岡山県出身、一九〇〇（明治三三）年に『青年之福音』に掲載した文章が不敬罪に問われた。一九〇六年に日本社会党入党、日刊『平民新聞』の編集に携わった。幸徳秋水の「直接行動」を支持した。一九〇八年六月に「赤旗事件」に連座、懲役二年の判決を受け、千葉監獄に入獄、「大

「逆事件」での検挙を免れた。「説明書」では、山川の森近評価を紹介し、「森近は、そのころの社会主義者のあいだにはまれに見る事務的な常識と才幹をそなえた人だった。もしこの人が今日まで生き残っていたら、運動のうえに大きな役割をしていたにちがいないと思う」の文章を引用している。ちなみに、本書は生前に出版した『ある凡人の記録』（朝日新聞社、一九五一年四月）の増補版である。本書には、「山川均年譜」（四六一～四八〇頁）と山川菊栄「あとがき」（四八一～四八八頁）が付されている。

- (5) 『山川均全集』（全二〇巻、勁草書房、一九六六年六月～二〇〇三年二月）、伝記としては小山弘健・岸本英太郎編著『日本の非共産党マルクス主義者』（三一頁書房、一九六二年六月）、川口武彦『山川均の生涯』（戦前篇・戦後編、日本社会主義協会出版局、一九八六年四月、一九八七年二月）、米原謙『山川均―マルキシズム臭くないマルキスト』（ミネルヴァ書房、二〇一九年七月）などがある。

第八六号 「社会主義者沿革第二」（復刻版上巻中、岡山県の部、二三六―二三八頁）

- (1) 「社会主義者沿革（第二）」（内務省警保局、一九〇八年八月～一九〇九年七月）
- (2) 手書き資料「証第八六号」（七頁）を提出か。
- (3) 「森長証拠資料（二）」には、手書き資料「証第八六号」として、表紙「社会主義沿革第二（第二版）」、説明（森長）「原本は糸屋寿雄所持（同志社大学に保管）、近代日本史料研究会復刻版を証拠とする」「復刻版では「社会主義者沿革上巻」にあたり、「表紙一三六頁の次に凡例一三七頁、目次一三九頁、地方ノ部二二七頁、岡ノ部二三六～二三八頁」とある。以下、「凡例」「目次」「(二) 地方ノ部」五頁（全体が手書き）を収録する。
- (4) 「社会主義者沿革」（上巻、糸屋寿雄蔵・近代日本史料研究会刊、謄写版印刷、奥付なし（一九五六年）、「社会主義

者沿革第一（二版）」と「社会主義者沿革第二（二版）」を収録する。「説明書」には、「四十二年三月十日出発  
帰郷ノ途ニ就キ同月一七日帰着、以後ハ至極平穩ニシテ何等怪シムヘキ行動ナシ」の記述を紹介し、「森近  
は大逆の犯意を背負つて帰郷したのではないのである」とコメントしている。また、「青年の福音」事件に  
ついて本証拠をもとに解説している。

(5) 『社会主義沿革』（続・現代史資料1、みすず書房、一九八四年一〇月）に「社会主義者沿革第一（二版）」と「社  
会主義者沿革第二（二版）」、他を収録。

第八七号 「通帳」 大江村梶草信用組合員山本円次郎のもの

(1) 山本兼次郎（大江村梶草信用組合員）所有「通帳」

(2) 手書き「証第八七号」（六頁）を提出か。

(3) 「森長証拠資料（二）」には、手書き資料として「証第八七号」（六頁）が収録されている。

(4) 「説明書」では、山村証言として、裏表紙にある「組合員心得」、「一、組合ノ生命ハ協同ニアリ、一、協  
同ノ生命ハ推譲ニアリ、一、推譲ノ生命ハ至誠ニアリ」は森近運平が最初に書いたもので、森近が「大逆事  
件」とは無縁であることを証明するものであるとコメントしている。

第八八号 森近運平から中村喜久太宛、明治三十七年四月二日付スタンプのある手紙

(1) 森近運平から中村喜久太宛手紙、一九〇四（明治三七）年四月一日付

(2) 「証第八八号（手紙の封筒）」（タイプ版一頁）と「同（本文）」（タイプ版一頁）を提出か。



(3) 「森長証拠資料(二)」には、封筒(表裏)と本文の原本複写、「証第八八号(手紙の封筒)」と「同(内容)」(前掲)の両方を収録する。

(4) 中村喜久太(生没年不明)は、封筒表書きの住所「備中後月郡高屋村」在住の人物である。日付の一九〇四(明治三七)年四月一日は、森近が満二三歳の時、一月に週刊『平民新聞』に「地主と小作人の戦争」を投稿、三月に鷺尾教導と「平民新聞読者会」を創設、この手紙の直後の四月三日に「岡山いろは倶楽部」を創設、この月に『産業組合手引』を刊行している。「説明書」には、書簡本文に、「野生事、社会全般の事、日に非なるを觀、其救済法に就て研究の結果、一大ヒューマニテイなる社会主義を信ずるに至り候」とあり、森近はこれを「基底としてマルキストとなつた」とコメントし、幸徳秋水は「マルキストとなることなく無政府主義者となつた」として、「両者はついに相合わない平行線となるのである」と違いを強調している。

第八九号 岩波文庫の会「文庫」、一九六〇年四月号中、坂本清馬『『麵麴の略取』刊行者としての思い出』

(1) 坂本清馬著「『麵麴の略取』刊行者としての思い出」(『文庫』〈岩波文庫の会 一九六〇年四月号、収録)

(2) 掲載誌『文庫』を提出か。

(3) 「森長証拠資料(二)」には、関係する資料は収録されていない。

(4) 一九〇八年一月頃から翌年一月頃の坂本清馬が幸徳秋水方に書生として住み込んでいた頃の回想で、「説明書」には、『麵麴の略取』の刊行のことを詳しく書いているが、「その前も幸徳宅の妻君、女中、書生の三者のやる仕事を一切一人でやっていたことがかかれており、このような事情のもとで、幸徳と大石、森近、松尾その他の来客がどんな話をしたか、きいておれない事情にあつたことがわかる」と書かれている。

(5) 『坂本清馬自伝 大逆事件を生きる』（前掲）第二部「坂本清馬関係資料二」（二七一～二七六頁）に収録されている。

第九〇号 増田惣八から竹内善朔宛、明治四三年五月十二日のスタンプがあるはがき

(1) 増田惣八の竹内善朔宛書簡、一九一〇（明治四三）年五月一二日付

(2) 「証第九〇号」（タイプ版二頁）を提出か。

(3) 「森長証拠資料（二）」には、「第九〇号証」として、ハガキの表裏の原本複写とタイプ版の「証第九〇号（はがき表）」「同（はがき内容）」（二頁）が収録されている。

(4) 増田惣八（生没年不明）は栃木県の「佐野亀井町」に在住の人物で、東京雜司ヶ谷の竹内善朔に送った書簡（ハガキ）である。坂本清馬が群馬の築比地仲助を訪問した後、五月六日に近藤政平を訪ね、その地の同志たちと会った時の様子を知らせている。「説明書」では、この時の坂本清馬の発言からみると、「管野、新村、宮下らの間近に迫った計画とはほど遠いものがある」とコメントしている。

(5) 築比地仲助「平民社回顧録」（証第三号）参照。

第九一号 天野日出吉の供述書（昭和三九年四月十日付）

(1) 天野日出吉「供述書」（一九六四年四月一〇日付）

(2) 「証第九一号」（タイプ版七頁）を提出か。

(3) 「森長証拠資料（二）」には、手書きの「証第九一号」（野紙八枚）とタイプ版「証第九一号」（前掲）の両方

を収録する。

(4) 天野日出吉は、一九〇八年七月末に、高知県中村を出発した幸徳秋水が和歌山県新宮の大石誠之助を訪問、熊野川での舟遊びの時の船頭である。天野は一九一〇年一月、参考人として取調べをうけている。「証第九一号」は、一九六四(昭和三九)年四月一〇日に新宮市の天野自宅で作成された供述書(七頁)で、「質問者」森長英三郎、「立会人」浜畑栄造、「録音者」仲原清が立会っている。天野は、この舟遊びは、「昼間であり、婦人二人のほか社会主義者ではない何人か狭い舟の中に乗り合わせていて密議ではなかつた」と供述している。この供述内容は参考人調書と同じものである。ところが、小山松吉の「日本社会主義運動史」(証第四号)にあるように、「予審意見書」では、幸徳と大石は「一夜舟ヲ熊野川ニ浮へ爆裂弾ノ製法ニ付談スル所アリタリ」とされた。ただし、原判決ではこの部分は捨てられ、「一月謀議」を事件の発端とすることになった。「説明書」では、「検事や予審判事が明治四一年二月の謀議をデツチ上げようとした意図の一端が、ここで端的にでている」と指摘している。

第九二号 大原慧「『大逆事件』の国際的影響(上・下)」「思想」昭和三八年九月号および三九年一月号

- (1) 大原慧「『大逆事件』の国際的影響—アメリカ・イギリス・フランスにおける抗議運動を中心に(上・下)」(『思想』一九六三(昭和三八)年九月号・一九六四年二月号)
- (2) 雑誌『思想』を提出したか。
- (3) 「森長証拠資料(二)」には関係資料は収録されていない。
- (4) 大原慧については、「証第六六号」(4)で紹介した。「説明書」では、「大原はイギリス、フランス、アメ

リカについて、これに関する資料をたんに集め検討して、判決前（この期も三期に分つ）と判決後に分けて紹介し、かつ論評を加えているものである」と紹介する。『リュマニテ』などの記事を批判記事を例としてとりあげたうえで、「本再審請求は日本を文明国の仲間入りさせるためのものである」とコメントする。

- (5) 大原慧の「大逆事件の国際的影響」と題された一連の論考は、「大逆事件の国際的影響（上）―アメリカにおける抗議運動」（『東京経大会誌』第三五号、一九六二年三月）に始まり、『思想』への掲載を経て、「同（中）―イギリスにおける抗議運動」（同、第四二号、一九六四年七月）、「同（下）―フランスにおける抗議運動」（同五一号、一九六六年九月）と継続する。最終的には『幸徳秋水の思想と大逆事件』（青木書店、一九七七年六月）の第三章「大逆事件」の国際的影響」Ⅰニュースの外国への伝達・Ⅱアメリカにおける抗議運動・Ⅲイギリスにおける抗議運動・Ⅳフランスにおける抗議運動・Ⅴ「大逆事件」への影響・補論「元老山県有朋への書簡」として集約される。

第九三号 松島栄一より森長英三郎宛、昭和三八年五月三十一日付手紙

- (1) 松島栄一の森長英三郎宛書簡、一九六三年五月三十一日付  
(2) 手書き版封筒（裏表一頁）とタイプ版「証第九三号」（三頁）を提出か。  
(3) 「森長証拠資料（二）」には、「第九三号証」として手書き版の封筒（前掲）とタイプ版「証第九三号」（前掲）を収録する。

- (4) 松島栄一（一九一七～二〇〇二）は歴史学者、東京大学史料編纂所、大東文化大学教授などを歴任した。平沼騏一郎「祖国への遺言」（証第六七号）が雑誌『改造』に掲載されるにあたって、松島栄一と川村善二郎が

編集を担当した。この手紙は森長英三郎からの質問に対する返書である。「説明書」には、本文中、「大逆事件」の部分は、速記録そのままが、雑誌に掲載せられていることがわかる」とコメントされている。

第九四号 「ジュリスト」第二九五号、昭和三十九年四月一日号の巻頭言「司法権の良心」

(1) 「司法権の良心」、『ジュリスト』一九六四年四月一日号の巻頭言

(2) 『ジュリスト』の当該号を提出か。

(3) 「森長証拠資料(二)」には、関連する資料は収録されていない。

(4) 巻頭言には、「事件は桂内閣が社会主義運動弾圧のために作りあげたものだとするれば、そうした政治的でつち上げに協力したことは、なんといつても、司法権史上最大の汚点といわざるを得ない」、「再審を乱用するな、という声がある。しごくもつともだ、しかし、法律のみとめる再審の制度を、その規定にしたがつて、この事件に利用しようとすることを乱用だとは、だれもいうまい」などの文章がある。「説明書」では、「大逆事件にたいする世論としての新証拠である」とコメントしている。

第九五号 神崎清「大逆事件」(筑摩書房グリーン・ベルト・シリーズ) 昭和三十九年

(1) 神崎清著『大逆事件』(グリーン・ベルト・シリーズ33) 筑摩書房、一九六四年二月

(2) 本書を提出か。

(3) 「森長証拠資料(二)」には、関係する資料は収録されていない。

(4) 神崎清については、「証第一四号」(4)を参照のこと。本書の章立ては、一「死刑宣告の日」、二「亡命の

革命家」、三「ミカド・大統領」、四「黒幕の山県公」、五「赤旗事件謀略」、六「秘密出版時代」、七「天皇暗殺計画」、八「刑法七十三条」からなる。「あとがき」には、「牧師沖野岩三郎からおくられた小説『宿命』のとびらに、「昭和十年七月二日、落合の宅にて」という書入れがのこっている。新宮の教会にいてあやうく難をまぬがれた沖野牧師から、くわしい口授をうけて、大逆事件の調査に手をつけて以来、二十九年の歳月がながれているのである」「事件の核心は、労働者宮下太吉の天皇暗殺計画である。菅野須賀子と新村忠雄が、共同謀議に参加していたが、幸徳秋水はすでに離脱し、古河力作は実行の意志がなかった。しかし、その根底に日本の自由化を求める天皇制批判の暗流がながれていたことを見のがしてはならない」「国家犯罪、権力犯罪の名でよぶべき残虐行為」と記されている。「説明書」には、「大逆事件にたいする五〇年後の世論としての新証拠」とコメントされている。

三、「第五追加証拠」から「第八証拠」まで（第九六号～第一〇八号）

（六）「第五追加証拠目録及び説明書」（一九六四年九月二十五日付）

第九六号 大石誠之助から大石猶龍館宛て明治四十一年一月二十九日付はがき

- (1) 大石誠之助の大石猶龍館宛書簡、一九〇八年十一月十九日付
- (2) 「証第九六号」として官製ハガキの原本複写（表裏二葉）を提出か。タイプ版は未確認である。
- (3) 「森長証拠資料（二）」には、「第九六号証」として原本複写（官製ハガキ、表裏二葉）が収録されている。

(4) 「説明書」によれば、大石猶龍館は大石誠之助の従兄、大石元郷のことで、和歌山県新宮町に住み漢学塾と算盤塾を開いていたとされる。大石誠之助はここで幼時、漢学を学んだ。また、誠之助の娘フカ(鱈)を養女としていた。このハガキは増田フカが大切に保存していた。「十九日、巢鴨幸徳方、誠之助」とある。一九〇八(明治四二)年一月一九日は、原判決において、幸徳方において幸徳、大石、森近が大逆の謀議をしたとされる日である。文面には「東京の同志は皆至つて静かで、何事も無事平穩です」とあるように、「同志は皆、茶飲話に暇をつぶしていたのである。このはがきが一九日の何時に書かれようと、当日大逆の謀議はなかつたのである」とコメントしている。

(5) 『大石誠之助全集』(2、森長英三郎・仲原清編、弘隆社、一九八二年八月)に収録されている(二七九頁)。

第九七七号 大石誠之助から大石猶龍館宛て明治四一年一月二四日付はがき

(1) 大石誠之助の大石猶龍館宛書簡、一九〇八年一月二四日付

(2) 「証第九七七号」として官製ハガキの原本複写(表裏二葉)を提出か。タイプ版は未確認である。

(3) 「森長証拠資料(二)」には、「第九七七号証」として、原本複写(官製ハガキの表裏二葉)が収録されている。

(4) 「証第九六号」と同じく、「東京神田」の大石誠之助から「紀伊新宮町」の大石元郷に送られた書簡。「説明書」には、「大石は明治四一年一月一〇日、情歌(都々逸)の同好、神田表神保町一〇番地、椎橋重吉(松亭)のところを身を寄せた。そして、同月一九日幸徳方を訪ね、同月二三日まで幸徳方におり、同日再び椎橋方に戻っている。この文面の「親馬鹿ぶり」からは「大逆謀議のあととはとても思えない」、「一月一九日の謀議はなかつたのである」とコメントしている。

(5) 『大石誠之助全集』（前掲）に収録（二七九頁）。

第九八号 佐藤保太の「供述書」、昭和三九年七月一四日付

(1) 佐藤保太「供述書」（一九六四年七月一四日付）

(2) 「証第九八号」（タイプ版二頁）。

(3) 「森長証拠資料（二）」には、「証第九八号」（前掲）が収録されている。

(4) 佐藤保太（生没年不明）は、高屋の森近運平宅の近所の住人で、森近の温室のポイラーの取り付けと配管工事を担当した人物である。供述書では、「森近さんは帰郷せられて温室栽培に専念せられて、農家の青年に農業の雑誌を回読させたり、農業についての質問に応じたりしていられました、社会主義の話は誰にもチツともなさらなかったことは確かです」と発言している。「説明書」には、この供述により「森近が大逆謀議に係属していないことの証拠となる」とコメントしている。

第九九号 吉岡金市の「証明書」、昭和三九年八月七日付

(1) 吉岡金市「証明書」（一九六四年八月七日付）

(2) 「証第九九号」（タイプ版五頁）を提出か。

(3) 「森長証拠資料（二）」には、タイプ版「証第九九号」（前掲）が収録されている。

(4) 吉岡金市については、「証第四三号」（4）で紹介済みである。「証明書」は、森近運平が参考にした福羽逸人「果樹蔬菜高等栽培論」（一九〇八年刊）と「証第九八号」で供述された森近のガラス温室規模とを対照し



て、吉岡の専門的知識により、一家の生計を支えるに十分な経済的な基盤があったことを証明したものである。「説明書」では、このことを踏まえて、「この長期的計画の温室栽培と大逆謀議とは矛盾する」とコメントしている。

第一〇〇号 上野経男の「供述書」、昭和三十九年七月一三日付

- (1) 上野経男「供述書」(一九六四年七月一三日付)
- (2) 「証第一〇〇号」(タイプ版二頁)を提出か。
- (3) 「森長証拠資料(二)」には、タイプ版「証第一〇〇号」が収録されている。
- (4) 上野経男(生没年不明)は、父親が高屋郵便局長で、郵便局で父親と森近運平が話しているのを見聞したことがある人物である。「供述書」では、森近について、「学問をした物識りの人にしては寡言の方」で、「社会主義や思想についての事などは少しも話されませんでした」と証言している。また父親も森近の処刑を知って、「惜しい人を失った、これは何かの間違いではないか」と嘆いていたとのことである。「説明書」では、獄中からの父親宛の手紙に言及し、「無罪者も有罪にするという階級裁判に危惧を感じていたことが正直にでている」とコメントしている。

(七) 「第六追加証拠説明書」(一九六四年二月二八日付)

第一〇一号 橋浦時雄より森長宛、昭和三十九年二月一七日付手紙

(1) 橋浦時雄の森長英三郎宛書簡、一九六四年二月一七日付

(2) 不明、タイプ版「証第一〇一号」は未確認である。

(3) 「森長証拠資料(二)」には、手書き「証第一〇一号」(封筒の表裏一枚、本文六枚)

(4) 橋浦時雄(二八九一～一九六九)は鳥取県出身、鳥取第一中学時代に週刊『平民新聞』を購読し社会主義に目覚める。早稲田大学予科時代に平民社に入りし、幸徳秋水、菅野須賀子、新村忠雄らと面識になる。一九一〇年一〇月、「大逆事件」の最中に『因伯時報』に投稿した文章が新聞紙法違反に問われた。さらに押収された日記に明治天皇の顔を「竜顔」と表現したことから不敬罪に問われ、平出修が弁護したが懲役五年の判決をうけた。本書簡には、千葉監獄に入獄中に、新村善兵衛から「あの事件は幸徳、菅野、宮下、古河と私の弟(新村忠雄)」とがやった事で他の人は全く関係がなかった」との証言がある。「説明書」には、橋浦は耳が聞こえず、筆談もできないので証人申請は「遠慮」したと記されている。

(5) 橋浦時雄「千葉監獄の思い出」(『ニュース』第10号、一九六五年三月)、『冬の時代から』(山本博雄・佐藤清賢編、橋浦時雄日記第一巻、雁思社、一九八三年七月)、参照。

第一〇二号 森近栄子「供述書」、昭和三十九年二月付

(1) 森近栄子「供述書」(一九六四年二月三日付)

(2) 不明、タイプ版「証第一〇二号」は未確認。

(3) 「森長証拠資料(二)」には、手書きの(森長筆跡)「第一〇二号証」(便箋二枚)が収録されている。

(4) 「証第三二号」の森近栄子「供述書」(一九六〇年二月一四日付)に続く供述書である。「説明書」には、出

張尋問の時に聞き落とした、森近運平の父親の怪我についての補充質問である。平出修の「特別法廷覚書」によれば、森近運平は公判で、「自分ハ四十一年七、八月中ニ入監中、親子ノ情ニ感激、父ガ怪我ヲシテ死ヌカノ計リニナツテ居タ、ソノ父ガ監獄ナドニ入ルナト云ハレ、初メテ発心シタリ、故ニ気乗リセズ」と述べている。「説明書」では、「森近は幸徳の憤慨談にたやすく同調できなかつたのである」とコメントする。

第一〇三号 森長「百瀬晋と大逆事件」無政府主義運動第五一号付録

- (1) 森長英三郎「百瀬晋と大逆事件」〔無政府主義運動〕第五二号、付録、一九六四年一〇月一日)
- (2) 「証第一〇三号」として、『無政府主義運動』第五一号付録(森長英三郎「百瀬晋と大逆事件」掲載)を提出か。
- (3) 「森長証拠資料(二)」には、『無政府主義運動』第五一号付録(原本)を収録。
- (4) 『無政府主義運動』は、「日本アナキストクラブ」の機関紙として一九五八年二月一日付で、『無政府新聞』を改題して刊行された。編集発行人は綿引邦農夫である。本紙の創刊は、「日本アナキスト・クラブ」(日本アナキスト倶楽部)の機関紙、『アナキスト・クラブ』(二面刷)で一九五一年九月一日に刊行された。編集兼発行人は綿引であった。「日本アナキスト・クラブ」のメンバーは岩佐作太郎、水沼辰夫、布留川信、島津一郎、平岡誠、綿引邦農夫らであった。第一八号(一九六〇年六月一日)から『無政府新聞』と改題、そして第二五号から『無政府主義運動』と再改題された。綿引邦農夫、島津一郎らは「大逆事件の真実をあきらかにする会」の創立に加わっている。綿引による「付録」の「後記」には、「森長弁護士からこの原稿を無政府主義運動に載せてくれと頼まれたのが四月末、丁度五十号はメーデー用にと早めたので、それに間にあわず、その後いろいろ忙しく二カ月をすぎてしまった。それで貧弱ではあるが五十一号付録として発行した。

これで約束を果させてもらいたい」と発刊事情をあかしている。

百瀬晋については、「証第二七号」で言及した。一九六四年三月一六日に証人尋問が行われることになってしたが、同年四月一五日に死亡したので、尋問はかなわなかった。それに代わるものとして、森長英三郎により本文が書かれ、『無政府主義運動』第五一号付録として印刷されたのである。「説明書」では、百瀬の荷物から押収されたとせられている「暗殺主義」（ピラ）を百瀬は一度も見ただけもなく、「森近運平とも無関係である」とコメントしている。

(5) 『日本アナキストクラブ機関紙』（合本・復刻版、黒色戦線社、一九九一年八月）に『アナキスト・クラブ』、『無政府新聞』、『無政府主義運動』が復刻されている。ただし、本「第五十一号付録」は収録されていない。

第一〇四号 仲原清「証明書」、昭和三十九年二月一〇日付

- (1) 仲原清「証明書」（一九六四年二月一〇日付）
- (2) 不明、タイプ版「証第一〇四号」は未確認。
- (3) 「森長証拠資料（二）」には、手書き（森長英三郎の筆跡）で「第一〇四号証」として、「説明書」（便箋五枚）が収録されている。
- (4) 書簡本文は、『ニュース』（第10号、一九六五年三月）に仲原清「今も「新宮の町は恐懼せり」と題して活字化されて、掲載されている（復刻版、六七頁）。一九六一年、仲原が企画した『熊野誌』（新宮図書館編、同年七月）第六号の「大石誠之助特集号」が問題とされた。発行団体である熊野文化会会長は浜畑栄造で、新宮図書館長が兼務していた。この問題のため、任期切れを機会に浜畑は館長を追われることになった。新宮では

「大逆徒」を語ることは「依然としてタブー視されている」と仲原は書いた。「説明書」には、次の「証第一〇五号」と合わせて、「大逆罪は刑法から、のぞかれても、今もなお民間には残っていることを証明する」とコメントされている。そして、「刑法が大逆罪を削除しても、それだけでは青天白日の身とはならないことがわかる」として、再審での無罪判決の必要性を訴えている。

(5) 田中伸尚『一粒の麦死して―弁護士・森長英三郎の「大逆事件」』（岩波書店、二〇一九年二月）第5章「百年の余韻」で、森長と仲原清の交流について言及している。本書によれば、森長英三郎が新宮在住の仲原清と出会ったのは一九六四年四月一〇日で、以後、仲原が亡くなるまで親しい交流が続いた。その間、森長は仲原の協力により、小冊子『大石誠之助の情歌』（ガリ版刷、一九六五年二月）を刊行した。仲原がガリ版を切った。また、『大石誠之助全集』（1・2、弘隆社、一九八二年八月）は森長と仲原との共編で刊行された。森長が執筆した「編者のことば」には、次のように記されている、「本全集の共編者・仲原清（一九一三―一九八〇）は、大石の全集の刊行を熱望していた。全集用に大石の文章を、四〇〇字詰原稿用紙六八〇枚に筆写し、「年譜」も作成し、校正もじぶんでやるといつていたが、一九八〇年六月二一日夜、家族と談笑しているときにたおれ、この全集の発刊を見ることがなく、同日そのまま他界された。痛恨の極みである。「解説」に仲原の旧稿からの引用が多いのは、このためである」と書いている。

第一〇五号 安木尚太「証明書」同日付

- (1) 安木尚太「証明書」(一九六四年二月一〇日付)
- (2) 不明、タイプ版「証第一〇五号」は未確認。

- (3) 「森長証拠資料(二)」には、手書き(森長英三郎筆跡)の「第一〇五号証」「証明書」(便箋二枚)を収録。
- (4) 安木尚太は、当時埼玉県に在住、内山愚童の研究ため箱根の林泉寺を訪ね、資料提供を申し出たところ、後日、住職から「この研究は、色々土地柄マイナスになる点が多いので、世間に発表をしたり、愚童の墓がこの寺にあることを世間に知らせるような事を一切しないでほしい」との要望があつたことを紹介している。「説明書」の記述は、「証第一〇四号」(4)に紹介した。

〔追記〕「検証第一号について」

検察官は、一九六四年一月三〇日、「飛松与次郎書簡」を有罪の「証拠」として提出した(前回掲載の文書番号33)。それに対する弁護人の見解が述べられている。冒頭、「検察官が証拠説明で引用するところをみても、何故にそれが有罪の証拠であるとするのかわからない」と断罪している。

〔八〕「第七追加証拠説明書」(一九六五年一月二十九日提出)

第一〇六号 田村貞一より森長宛、昭和三十九年十二月二十八日付手紙

(1) 田村貞一の森長英三郎宛書簡、一九六四年十二月二八日

(2) 書簡原本を提出。

(3) 「森長証拠資料(二)」には、手書き(森長英三郎筆跡)の「第一〇六号証」として封筒の表(宛先、日本基督教団洛西教会、住所(略)、洛西幼稚園、田村貞一の文字)と本文(便箋三枚)が収録されている。

(4) 京都洛西教会の田村貞一牧師から、小松丑治の未亡人である小松はる(二八八四〜一九六七)についての消息を知らせた手紙である。小松丑治は、「大逆事件」で死刑の判決をうけたが、翌日に無期懲役に減刑され長崎(諫早)監獄に入獄した。一九三二年四月に仮出獄したが、待っていた「はる」との厳しい監視下の生活を強いられた。丑治は、敗戦直後の一九四五年一〇月四日に栄養失調で死亡し、遺された「はる」は、田村牧師の世話で教会と幼稚園の雑役を手伝って生きた。二〇年間にわたって夫の出獄を待ち、「大逆事件」の被告の妻であることを隠し続けて、ひっそりと生きて来たが、再審請求中に居所が確認され、「大逆事件」の真実をあきらかにする会」の会員であった大野みち代が面会し、その苦勞が知られることになった。晩年は明石愛老園にはいり、一九六七年三月二五日に亡くなった。「説明書」には、書簡本文を引用し、「証第一〇四号、一〇五号と立証趣旨を同じくする」とコメントされている。

(5) 大野みち代「小松はるさんのこと」(『ニュース』第12号、一九六六年二月、復刻版九九〜一〇〇頁)、『大逆事件アルバム』(明治文献、一九七二年四月、一〇二頁、写真掲載)、『こぶしの花に寄せて―大野みち代遺稿集』(私家版、二〇〇四年七月)、参照。

第二一〇七号 田村貞一より森長宛、昭和四〇年一月二一日付手紙

(1) 田村貞一の森長英三郎宛書簡、一九六五年一月二一日付

(2) 書簡原本を提出。

(3) 「森長証拠資料(二)」には、手書き(森長英三郎筆跡)の「第一〇六号証」として封筒の表(宛先、日本基督教団洛西教会、住所〔略〕、洛西幼稚園、田村貞一の文字)と本文(便箋七枚)が収録されている。

(4) 「証第一〇六号」と同様に小松はるの消息を知らせる田村貞一からの書簡である。「説明書」には、書簡本文から、小松丑治について、「昭和六年仮出獄の後、暫らく神戸に居たが、世間の眼もつめたく、官憲の眼が光って居て何の仕事も出来ず、その他に丑治の兄の子が京都伏見綿森町に居たので、その方へ引きとられたが、依然としてその筋の連中が絶えず出入するし、永い獄中生活で健康も弱っているので、何の職業にもつげず」云々の引用がある。それでもって、検察が提出した「検第一号」の飛松与次郎書簡について、「飛松の仮出獄中の言動をとやかくいうが、大逆事件仮出獄者はこのような取扱を受けていたのである」と反駁を加えている。

(九) 「第八追加証拠説明書」（一九六五年二月八日）

第一〇八号 坂本清馬「身分帖」、高知刑務所より取寄せたるもの

- (1) 坂本清馬「身分帖」（高知刑務所より取寄せたるもの）
  - (2) タイプ版「証第一〇八号」（七頁）を提出か。
  - (3) 「森長証拠資料（二）」には、「証第一〇八号」（タイプ版、前掲）を収録する。
  - (4) 冒頭に「去る一月二十九日における裁判所との約束にもとずいて、この証拠を追加する」とあるので、裁判所の協力により取寄せられたものであることがわかる。内容は（1）から（8）までに要約されている。
- （1）には、坂本清馬は「明治四四年一月十九日を起算日として服役し、昭和六年一〇月一日、秋田刑務所から高知刑務所へ移監され、昭和九年一月三日午前一〇時五〇分仮出獄した」ことが確認された。（2）



一九一一年（明治四四）年一月一九日の賀内看守長により、坂本の発言として、「再び社会ニ出ルト思ヘバ謹慎モ……出来得ルモ、自分ハ更ニ其希望ナシ、一層自由行動ヲ取ルヨリ外ナカルベシ、自分ハ逆賊トシテ死刑ニ処セラレタル方却テ宜シカリシニ、恩典ヲ得タルハ不利トナレリ、一層命ノ有ラン限り飽迄モ官ニ反抗スル積リナリ」と記載されている。「説明書」では、「坂本の性格からみて、坂本が本当に大逆について幸徳と謀議したのならば、死刑を無期にされたことで感泣するところであろうが、無実の者を無期に減刑してくれても、生涯を監禁して蛇の生殺しのようなことをする、少しもありがたくない、自暴自棄的に官憲に反抗する心理になることはわかる。坂本の知覚過敏症がこれに手助だつて、監獄官吏には狂人のようにみえたようである」とコメントしている。

## おわりに

「大逆事件再審請求」において提出された「新証拠」は全部で一〇八点、そのうち状況説明として提出された新聞記事三点（第七五号、第七七号）を除くと一〇五点が「新証拠」として提出されたことになる。一九一一年一月八日に再審請求書が提出された時点では四四点であった。「はじめに」で述べたように、その類型は、(A)「大逆事件」全体が「デッチ上げ」であることの証明、(B)坂本清馬、森近運平以外の冤罪者が存在することの証明、とりわけ「一一月謀議」が冤罪であることの証明、(C)坂本清馬が冤罪であることの証明、(D)森近運平が冤罪であることの証明、の四つであった。その後、八回にわたり証拠は追加されたが、基本的に四つの類型に変化はないと考えられる。そこで、ここでは一〇八点全体についての分類をおこなっておきたい。

なお、分類にあたっては次のような「注記」を付しておきたい。

- ① 証拠の表記については煩雑を避けるために、「証第一号」は1、「証第一〇八号」は108と簡略化する。
- ② (A) については、(a) 権力サイドの資料、(b) 運動サイドの資料、(c) 弁護士サイドの資料、(d) 研究者サイドの資料、の四つに分ける。
- ③ 状況説明のための証拠として (E) を加える。
- ④ 分類がまたがる場合には、主となるもの一つを選んだ。
- ⑤ 四角囲みの番号は供述書・証明書・手紙など、再審請求中に提出された証言である。

A 「大逆事件」全体が冤罪

(a) 「権力サイド」 1・2・3・4・5・8・66・67・86・**93**

(b) 「運動サイド」 22・**23**・27・24・**25**・57・85

(c) 「弁護士サイド」 6・7・9・10・11・12・13・46・65・70・103

(d) 「研究者サイド」 14・36・37・38・39・40・41・42・44・58・59・60・61・62・63・80・83・84・92・94・95

B 坂本・森近以外の冤罪〔とりわけ「一月謀議」の冤罪〕

15・19・20・21・**27**・47・48・68・69・78・79・**91**・96・97・**101**・**104**・**105**・**106**・**107**

C 坂本清馬の冤罪

16・17・18・**33**・34・**35**・45・49・71・72・73・74・81・89・90・108

D 森近運平の冤罪

26・28・29・30・31・32・43・50・51・52・53・54・55・56・64・82・87・88・98・99・100・102

E 状況説明 (新聞記事)

75・76・77

以上のように一応は分類できよう。これらの「新証拠」にもとづいての請求人・弁護人からの冤罪の主張、それは前回の論考〔明治大学教養論集〕通巻571号〕で「補(2)」として掲げた「再審請求(東京高等裁判所) 関係文書」でいえば、40「弁護人の意見書」と48「辩护人第二意見書」になり、また検察側の反論は33と38の「証拠提出書」ならびに41「検察官意見書」ということになる。そして裁判所の見解は54「東京高等裁判所決定書」の棄却決定のなかで示されている。「大逆事件再審請求」とは何であったのか。残されている課題はまだ多い。それらについては改めて稿を起す必要がある。